一宮市自転車等の放置の防止に関する条例(平成6年一宮市条例第34号)第13条 第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとお り告示する。

令和7 年 11 月 4 日

一宮市長 中野正康

- 1 保管した自転車等及び撤去した場所 別紙放置自転車撤去台帳のとおり
- 2 撤去した日時

別紙放置自転車撤去台帳のとおり

時間 : 午前8時半から午後5時15分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して六月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管•迈環場所 : 一宮市神戸町8番2 濃尾跨線橋下

(連絡先[公園緑地課]:0586-28-8634)

- 5 返還のための手続を受け付ける時間 午前9時から午後4時30分まで
- 6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置自転車撤去台帳

番号	撤去日	撤去場所	防犯登録	車体番号	備 考
1	2025年10月24日	みどり公園	23-才-08479		
2	2025年10月29日	浅井山公園		ST0EA05565	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					